

中小企業物価高騰対策支援事業 Q&A

(令和8年7月3日 時点)

1 給付要件等について

- Q1-1 給付対象を知りたい
- Q1-2 給付要件を知りたい
- Q1-3 どのような支援を受けられるのか
- Q1-4 創業したばかりで過去との比較ができない場合はどうするのか
- Q1-5 NPO 法人（又は団体・組合）も対象になるか
- Q1-6 医療法人は対象になるか
- Q1-7 複数の事業を行っている場合、事業数分の申請は可能か
- Q1-8 本社（法人の場合）が市外で、苫小牧市内に事業所があるが、対象になるか
- Q1-9 居住地（個人事業主の場合）が市外で、苫小牧市内に事業所があるが、対象になるか
- Q1-10 居住地（個人事業主の場合）が苫小牧市で、事業所が全て市外の場合、対象になるか
- Q1-11 対象とならない事業者は
- Q1-12 複数店舗営業しているが、2件分該当するのか
- Q1-13 過去に同様の市の給付金を受けているが、申請できるか
- Q1-14 確定申告書における不動産収入を売上とみなすことができるか
- Q1-15 税務署で確定申告書の提出が不要と言われたが、この場合どのような書類が必要か
- Q1-16 比較する年度は市外で営業をしていた事業者でも、本事業の対象となるか
- Q1-17 仕入れ額とは何を示すか
- Q1-18 経費とは何を示すか
- Q1-19 利益とは何を示すか
- Q1-20 比較する月の1か月分の仕入れ額や経費を証明する書類が手元にない場合はどうするか
- Q1-21 利益で申請する場合、比較する月の利益が0円の時の減少率はどう計算するのか
- Q1-22 電気、ガスの対象種類は
- Q1-23 電気の対象種類に特別高圧が含まれないのはなぜか
- Q1-24 法人の事業所が令和7年1月～令和8年4月に苫小牧市に移転してきた場合、新規創業にあたるか
- Q1-25 法人で社名や代表者が令和4年から令和7年の間に変更されている場合、申請は可能か
- Q1-26 店名は同じだが経営者（個人事業主の場合）が変わっている場合、前の経営者の売上等と比較して申請できるか

2 提出書類の内容について

- Q2-1 売上、仕入れ額、経費の数字は何を用いて確認するのか
- Q2-2 複数店舗を経営している場合、売上減の店舗のみ申請してよいのか
- Q2-3 確定申告は白色申告でも提出できるのか
- Q2-4 税務署から確定申告の記載で「給与」「雑収入」での記載を指導されたが、事業収入がゼロの場合申請はできないのか
- Q2-5 確定申告書がないが申請は可能か
- Q2-6 確定申告を電子申請（e-Tax）で行っている場合、どの書類を提出すればよいのか
- Q2-7 開業から一年経っていないが必要な書類はあるか
- Q2-8 コロナの影響が長すぎて、しばらく売上減少が続いている。どのように比較したらよいのか
- Q2-9 対象月と比較する月の帳簿を保管しておらず、月の数字を証明できない場合はどうしたらよいのか
- Q2-10 入金まではどの程度かかるか

- Q2-11 申請書に押印は必要か
- Q2-12 以前までのように、過去に事業継続支援事業の給付を受けた場合は、書類の省略は可能か
- Q2-13 同一の所在地（住所）で、かつ代表者が同じである法人を複数経営している。
それぞれの法人で個別に申請することは可能か。
- Q2-14 電気代・ガス代の証明方法
- Q2-15 複数事務所を持っている場合の電気代、ガス代の証明方法
- Q2-16 自宅創業の場合、電気代の考え方
- Q2-17 複数の会社で1つの電気契約を使用している場合

3 申請について

- Q3-1 申請にはどのような書類が必要か
- Q3-2 申請期間はいつまでか
- Q3-3 電子申請は可能か
- Q3-4 対象月の売上が減少していない場合、電気・ガス代の増加分だけで申請は可能か
- Q3-5 営業していない月（休業月）の電気・ガス代はどう扱うか

1 給付要件等について

Q 1-1 給付対象を知りたい

A 下記の要件を満たす事業者が対象となります。

＜法人＞

●直近の法人税の納税地が苫小牧市であるか、苫小牧市内に主たる事業所（本店、支店登記している事業所）があること

●資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

定めがない法人の場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

＜個人＞

●直近の所得税の納税地が苫小牧市であるか、苫小牧市内に事業所を有していること

Q 1-2 給付要件を知りたい

A 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当しないうえ、令和8年1月から令和8年6月までの対象期間のうち、①、②のどちらかに該当することが要件となります。

① 対象期間のうちのひと月の売上が、令和4年（2022年）1月から令和7年（2025年）6月までのいずれか1年との同月比で30%以上減少した月があること。

② 対象期間のうちのひと月の仕入れ額または経費の合計金額が、令和4年（2022年）1月から令和7年（2025年）6月までのいずれか1年の同月を超え、かつ利益（売上－仕入れ額または経費）が10%以上減少していること。

③ 対象期間のうちのひと月の光熱費（電気・ガス）のいずれかが令和4年1月から令和7年6月までのいずれか1年との同月比で20%以上増加した月があること。

Q 1-3 どのような支援を受けられるのか。

A 1事業者につき10万円を給付します。

Q 1-4 創業したばかりで過去との比較ができない場合はどうするのか

A 令和7年1月から令和8年4月までの間で新規創業した事業者については、創業以降の任意のひと月と、その月以降の対象期間のいずれかの月との比較でも可能です。（この場合、法人は履歴事項全部証明書、個人は開業届など、創業した年月日が分かる書類をご提出いただきます）

Q 1-5 NPO 法人（又は団体・組合）も対象になるか

A 申請の要件を満たし、提出書類が整うようであれば対象になります。ただし、政治団体、任意団体や宗教法人は対象になりません。

Q 1-6 医療法人は対象になるか

A 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、それらが定められていない場合は、常時使

用する従業員の数が2,000人以下であれば、「医療法人社団」、「医療法人財団」ともに申請対象となります。(個人開業医も対象)

Q1-7 複数の事業を行っている場合は事業数分の申請は可能か

A 法人の場合は1法人格あたり1回の申請、個人の場合も1個人あたり1回の申請となります。なお、法人と個人事業の両方を営んでいる場合は、それぞれ申請可能です。

Q1-8 本社（法人の場合）が市外で、苫小牧市内に事業所があるが、対象になるか

A 直近の法人税の納税地が苫小牧市であるか、市内に主たる事業所（本店、支店）があることが履歴事項全部証明書または定款で証明できる法人事業者であれば、対象になります。

※法人市民税は、本事業の納税地を証明する対象とはしておりません。

Q1-9 居住地（個人事業主の場合）が市外で、苫小牧市内に事業所があるが、対象になるか

A 確定申告書や青色申告書の書類及び開業届等で、市内に事業所を有していることが確認できる個人事業主であれば、対象となります。

Q1-10 居住地（個人事業主の場合）が苫小牧市で、事業所が全て市外の場合、対象になるか

A 直近の所得税の納税地が苫小牧市であれば対象となります。

Q1-11 対象とならない事業者は

A 次のいずれかに該当する事業者は、申請の対象となりません。

- ① 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当するもの。
- ② 法人税法別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 支援事業の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

Q1-12 複数店舗営業しているが、2件分該当するのか

A この支援金は、事業者毎の支援となりますので、法人・個人、営業店舗数に関係なく、1事業者に10万円を支給する形となります。

Q1-13 過去に同様の市の給付金を受けているが、申請できるか

A 過去に行った事業継続支援事業（第1～3弾、2022、2022第2弾、2023及び2023第2弾）や第三者認証取得推奨給付金等を含め、国、道、市にて行った補助

金、支援金の交付有無に関係なく、支援金を給付いたします。

Q1-14 確定申告書における不動産収入を売上とみなすことができるか

A 本事業における売上については、確定申告書第一表における事業収入（営業等）及び不動産をいい、不動産収入を主とする事業を行っている場合、売上とみなすことができます。上記以外の収入は原則売上とみなすことができませんが、例えばフリーランスの方が受託した事業収入を「給与」で計上し、国の持続化給付金を受給している場合など、例外がある場合は別途ご相談ください。

Q1-15 税務署で確定申告書の提出が不要と言われた。この場合どのような書類が必要か

A 税務署への確定申告を行っていない事業者につきましては、その代わりとして直近の市民税・道民税の申告書類の控えのご提出をお願いします。

※事業主の方は税務署への確定申告が不要でも、市民税・道民税の申告が必要となります。（年金を受給している個人事業主も申告が必要です）

Q1-16 比較する年度では市外で営業をしていた事業者でも、本事業の対象となるか

A 申請日時時点で、本市に主たる事業所があり、対象要件を満たす市内の中小、小規模事業者であれば、令和4年1月から令和7年1月の事業実施所在地に関わらず、事業者としての全体の売上で比較・申請可能です。

（例：昨年まで飲食店を市外で営業していた方が、今年から本市に店舗の所在地を移し、継続して営業している場合など）

Q1-17 仕入れ額とは何を示すか

A 売上の原価となるもので、確定申告を行う際に収支内訳書、青色申告決算書、法人事業概況報告書などで「仕入金額」や「売上原価」の欄に記入される支出を対象としています。

Q1-18 経費とは何を示すか

A 事業による所得を得るために必要な費用のことを指し、一般的に「水道光熱費」「通信費」「広告宣伝費」等、Q1-17 同様確定申告の際に「経費」の欄に記入される支出を対象としております。法人の場合は、確定申告書では全ての数字を確認できないので、毎月でまとめている「損益計算書」等の数字が見やすいものを推奨します。

Q1-19 利益とは何を示すか

A 利益とは一般的な定義が数種類存在しますが、この事業で言う「利益」とは①『売上－仕入れ額』、②『売上－経費』、③『売上－（仕入れ額＋経費）』の3パターンにて比較を行います。

Q1-20 比較する月の1か月分の仕入れ額や経費を証明する書類が手元にない場合はどうするか

A 比較する月の1か月分を証明する資料が無い場合は、その年の確定申告の書類にて該当

する数字を12分割（営業月数）した数字を、1か月分とみなして比較をすることも可能です。

Q1-21 利益で申請する場合、比較する月の利益が0円の時の減少率はどう計算するのか

A 利益の減少率は、比較月に対して対象月が10%以上減少しているかが要件となるので、比較月の利益が0円であると減少率が計算できないことから、利益が0円でない月にて申請をお願いします。

Q1-22 電気、ガスの対象種類は

A 電気：低圧、高圧
ガス：都市ガス、LPガス

電気	低圧	高圧
電圧（交流）	600V 以下	600V 超 ～ 7,000V 以下
主な供給対象	一般家庭、小規模店舗・事務所	工場、商業ビル、病院など
受電設備	不要（電柱の変圧器で変圧）	キュービクルが必要

ガス	都市ガス	LPガス
供給方法	ガス管	ガスボンベの配送
供給地域	導管ネットワークの供給エリア内	市内どこでも対応

Q1-23 電気の対象種類に特別高圧が含まれないのはなぜか

A 特別高圧については、契約している電圧が20,000V以上で主に大規模工場や百貨店となっており、限られた予算をより効果的に活用するために、物価高騰に対して特に厳しい影響を受けている中小企業への支援を強化するためです。

※特別高圧の電気料金については、北海道において直近で令和7年7月から9月分の一部支援が行われていました。

Q1-24 事業所が令和7年1月～令和8年4月に苫小牧市に移転してきた場合、新規創業にあたるか

A 令和7年1月～令和8年4月の間の移転であっても、過去に市外で営業実績がある場合は新規創業には該当しません。前住所地での営業期間も含めて、令和4年～令和7年の同月と比較して申請を行ってください。

Q1-25 法人で社名や代表者が令和4年から令和7年の間に変更されている場合、申請は可能か

A 申請は可能です。ただし、過去の事業者と同一の法人であることを確認するため、変更履歴が分かる「履歴事項全部証明書」の写しを併せてご提出ください。

Q 1-26 店名は同じだが経営者（個人事業主の場合）が変わっている場合、前の経営者の売上等と比較して申請できるか

A 前の経営者の売上等と比較して申請することはできません。店名が同じであっても、経営者が変更になった場合は別事業者扱いとなります。そのため、現在の経営者様ご自身の創業以降の売上等のみで比較を行う形となります。

2 提出書類の内容について

Q2-1 売上、仕入れ額、経費の数字は何を用いて確認するのか

A 月々の数字が確認できるのであれば、パソコンや手書きでまとめたもの、決算資料、確定申告書でも可能です。その他、パソコンなどで作られた月々の表や、手書きの帳簿、例えばノートに書かれた日々の収支表等でも受け付けたいと考えておりますが、提出する書類には住所と事業者名が分かるように記載をお願いします。

Q2-2 複数店舗を経営している場合、売上減の店舗のみ申請してよいのか

A 複数店舗を経営している場合、売上減の店舗のみで申請いただくことはできませんので、全ての店舗の売上がわかる書類を提出してください。市外でも営業している場合も、事業全体の売上がわかる書類の提出をお願いします。なお、業種が異なる事業を行っている場合も、売上額を合算してください。

Q2-3 確定申告は白色申告でも提出できるのか

A 白色申告でも青色申告でも認められます。月別の事業収入は帳簿等の写しで確認しますので、Q2-1を参考に提出書類を準備願います。

Q2-4 税務署から確定申告の記載で「給与」「雑収入」での記載を指導されたが、事業収入がゼロの場合申請はできないのか

A 想定する事業収入を給与や雑収入で記載している場合には、生業として続けている事業であることを明示ください。例えば事業としての契約を行った任意の契約書を1部提出していただくなど、ご協力をお願いします。

Q2-5 確定申告書がないが申請は可能か

A-1 (直近の申告書類を紛失した場合)

直近の確定申告は済んでいるが申告書類を紛失してしまった場合などは、「2事業年度前の確定申告書類」をご提出いただくことで申請が可能です。

※履歴事項全部証明書や定款の提出でも可。

A-2 (個人の場合で税務署に確定申告の義務がない場合)

直近の市民税・道民税の申告書類の控えを提出してください。

(事業主の方は税務署への確定申告が不要でも、市民税・道民税の申告が必要となります。)

※課税証明書(道・市民税)の提出でも可

Q2-6 確定申告を電子申請(e-Tax)で行っている場合、どの書類を提出すればよいのか

A e-Taxで手続きした確定申告書類の控えをご提出ください。

Q2-7 開業から一年経っていないが必要な書類はあるか

A 令和7年1月～令和8年4月の間に新たに創業した事業者については、創業月以降の任意のひと月と、その月以降の対象期間のいずれかの月の数字が分かる書類をご提出く

ださい。

このほか、直近の確定申告書がない場合は、履歴事項全部証明書（法人）や開業届（個人事業主）など、開業日を確認できる書類が必要となります。

Q2-8 コロナの影響による売上減少が、現在も続いている。どのように比較したらよいか

A 給付要件として、令和4年(2022年)1月から令和7年(2025年)6月までのうち、いずれか1年との同月比較としておりますので、ご確認願います。

Q2-9 対象月と比較する月の帳簿を保管しておらず、月の数字を証明できない場合はどうしたらよいか

A 確定申告の時に提出した書類で、該当する項目の数字を1/2等分した数字にて比較いたします。税務署(所得税)に確定申告の義務がなく、市民税・道民税の申告書類の控えのみがある場合でも同様に比較いたします。

Q2-10 入金まではどの程度かかるか

A 書類不備等が無く順調に審査が進んだ場合、受付から2～3週間程度で入金となります。受付開始直後は申請が込み合うことから、さらにお時間をいただいております。

Q2-11 申請書に押印は必要か

A 本支援事業における申請書について、押印は必要ありません。

Q2-12 以前までのように、過去に事業継続支援事業の給付を受けた場合は、書類の省略は可能か

A 通帳の写しにつきましては、過去に事業継続支援事業の給付を受けた振込先と同様であれば、省略可能とします。

確定申告書の写しにつきましては、直近の確定申告書での確認が必要なことから、ご提出をお願いいたします。

また、個人事業主の方の場合、本人確認書類の写しもお提出をお願いいたします。

Q2-13 同一の所在地（住所）で、かつ代表者が同じである法人を複数経営している。それぞれの法人で個別に申請することは可能か。

A それぞれの法人で個別に申請することは可能です。ただし、各法人が独立して事業を行っている「実態」を確認するため、通常の申請書類に加えて追加書類の提出が必要となります。（例：法人間での経費按分に関する書類、家賃や光熱費の按分に関する書類等）

Q2-14 電気代、ガス代の証明方法

A 支払い明細書または請求書の写しで証明します。請求額、契約者名、使用月、供給会社が全て確認できる書類を提出してください。

なお、証明書類の再発行等が出来ないなど、提出が難しい場合は事前にご相談ください。

Q2-15 複数事業所を持っている場合の電気代、ガス代の証明方法

A 共有契約の場合、使用割合を按分して証明します。事業所ごとの面積や使用時間に基づいて割合を計算します。

Q2-16 自宅創業の場合、電気代の考え方

A 税の申告と同様に、事業用に使用した経費を按分して経費を算出し、事業用分のみを申請してください。その際、確定申告書第一表と所得税の収支内訳書で対象月ごとの経費を確認させていただきます。また、確定申告時に作成した按分計算書等もご提出ください。

Q2-17 複数の会社で1つの電気契約を使用している場合

A 使用割合を契約内容に基づいて分け、事業ごとの経費を按分して申請します。

◆提出書類一覧表

	売上減少		利益減少		光熱費増加	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人
申請書兼誓約書	○	○	○	○	○	○
法人税確定申告書 (履歴事項全部証明書又は定款の写し)	×	○	×	○	×	○
所得税税確定申告書 (課税証明書、道・市民税の申告書の写し)	○	×	○	×	○	×
本人確認書類の写し	○	×	○	×	○	×
通帳の写し (過去に実施した「事業継続支援事業」の給付を受けた事業者は、振込先が同一の場合提出を省略)	○	○	○	○	○	○
令和8年1月～令和8年6月までのいずれか1か月の売上がわかる帳簿等の写し	○	○	○	○	×	×
対象月の4年前までのいずれか1年の同月の売上がわかる帳簿等の写し	○	○	○	○	×	×
売上で提出した同年同月の仕入れ額、経費が分かる書類	×	×	○	○	×	×
令和8年1月～令和8年6月までのいずれか1か月の光熱費がわかる請求書等の写し	×	×	×	×	○	○
対象月の4年前までのいずれか1年の同月の光熱費がわかる領収書等の写し	×	×	×	×	○	○

3 申請について

Q3-1 申請にはどのような書類が必要か

A 次の書類について、窓口を持参または郵送でご提出ください。

- ① 苫小牧市中小企業物価高騰対策支援金 申請書兼誓約書（様式第1号）
（市ホームページからダウンロードしていただくか、ふれんどビルテナント棟3階商業振興課もしくは市役所本庁舎7階工業・雇用振興課の窓口にて配布しております。）
- ② 市内に主たる事業所があることがわかるものの写し
【法人】 確定申告書（別表一）
【個人】 確定申告書（第一表）
本人確認書（運転免許証、マイナンバーカード、各種健康保険資格確認書、パスポート、住民票等）
- ③ 通帳の写し
※過去に事業継続支援事業（第1弾～第3弾、または2022、2022第2弾及び2023、2023第2弾）の給付を受けた事業者は、振込先が同一の場合、省略可能
- ④ 申請書に記入した「令和8年1月～令和8年6月」までのいずれか1ヵ月の売上、光熱費および対象月の4年前までのいずれか1年の同月の売上、光熱費が分かるもの。

注）令和7年1月～令和8年4月までに新たに創業した事業者は

ア）創業以降の任意の1か月

イ）アの翌月以降かつ令和8年1月から令和8年6月までの間の1か月での比較も可能です。

※ ①～④までは申請する全ての事業者が提出する書類です。

利益減少で申請する場合に追加する書類

- ⑤ 売上で提出した同年同月の仕入れ額、経費の数字が確認できる書類（申請で使っている数字を証明するもの）

令和7年1月～令和8年4月の間で創業し、通常の比較が出来ない場合に追加する書類

- ⑥ 法人は履歴事項全部証明書、個人事業主は開業届等、創業年月日が分かる書類

<提出先>

〒053-0022 苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビルテナント棟3階

苫小牧市 商業振興課 苫小牧市中小企業物価高騰対策支援金 担当 宛

※ 郵送事故を防ぐため、簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）での郵送にご協力ください。

市役所本庁舎7階 工業・雇用振興課でも、ご提出いただけます。

◆審査過程において、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります◆

Q3-2 申請期間はいつまでか

A 令和8年8月31日（月）までの受付となっております。郵送での提出については同日の消印有効です。書類がそろわない等、締切に間に合わない事情がある場合は、事前にご相談ください。

Q3-3 電子申請は可能か

A 電子申請は行っておりません。ホームページから申請書をダウンロードしていただくか、ふれんどビルテナント棟3階商業振興課の窓口にて配布しております。

Q3-4 対象月の売上が減少していない場合、電気・ガス代の増加分だけで申請は可能か

A 売上が減少していなくても、電気・ガス代の増加分が20%以上の場合は、増加分に対する支援が受けられます。売上減少と光熱費増加が別々に条件として設定されており、光熱費のみの増加でも申請可能です。

Q3-5 営業していない月（休業月）の電気・ガス代はどう扱うか

A 営業していない月（休業月）の電気・ガス代については、申請できません。支援の対象は、実際に事業を運営している期間に発生した電気・ガス代のみです。休業中の電気代は事業運営に関連しないため、対象外となります。